

第2 棚・床の判定基準

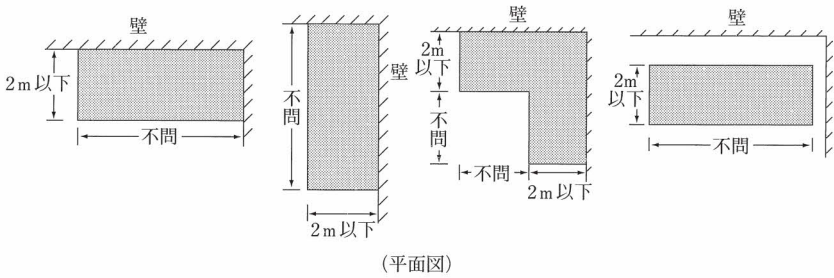
2.1 建築物竣工後に設けられた棚等の取扱い

次のア、イのいずれかに該当するものは、棚として取り扱い、いずれにも該当しないものは、床として取り扱う。

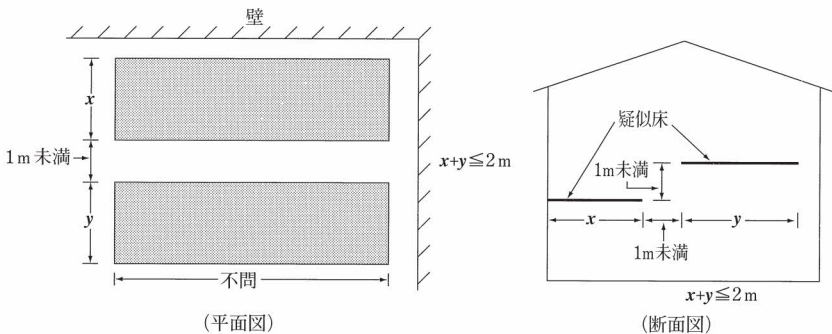
ア 棚か床かを判定される対象物（以下「疑似床」という。）の奥行又は幅が2 m以下であること。（2.1 図1 参照）

なお、一の室に疑似床が2以上存し、それらの相互の距離が1 m未満である場合、それらを合算したものについて奥行又は幅が2 m以下であること。

（2.1 図2 参照）



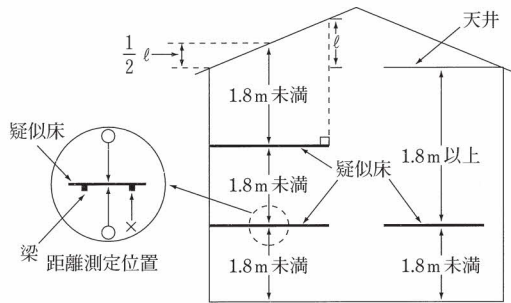
2.1 図1



2.1 図2

① II 第2 棚・床の判定基準

イ 疑似床の上方又は下方が1.8m未満であること。(2.1 図3 参照)



2.1 図3

(仙台市建築基準法運用指針)

2.2 2.1 以外のものの判断

建築主事等の判断による。

2.3 床と判断されたものの取扱い

- (1) 建基法令による規制は、建築主事等の判断による。
- (2) 消防法令による規制は、次による。

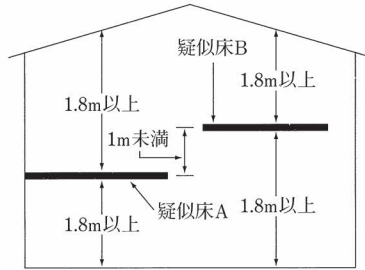
ア 床として取り扱われる疑似床は、階数(2.3 図1 参照)に算入するものとして、次のイ又はウに該当する場合の令11③(1)及び26①の適用を除き、法令どおり規制する。

イ 次の(ア)又は(イ)に該当する場合の令11③(1)の適用については、それぞれの定めるところによる。

(ア) 一の疑似床の床面積(2以上の疑似床相互の距離が1m未満である場合は、それぞれの床面積を合算した数値。2.3 図2 参照)が150㎡未満の場合は、その疑似床に屋内消火栓設備を設けなくてもよい。

(イ) 一の疑似床の床面積が150㎡以上の疑似床相互の距離が1m以上の場合は、令11③(1)の規定にかかわらず、各々に屋内消火栓設備を設けること(防火対象物又はその部分が令11①に該当することが前提である)。

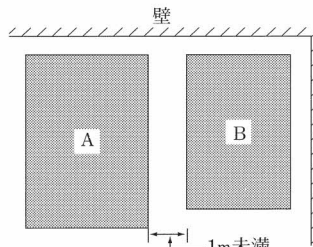
ウ 固定されている階段等が存しない疑似床の部分には、令26①の規定にかかわらず誘導灯を設置しないことができる。



(断面図)

注 疑似床Aと疑似床Bは同一階として取り扱う。

2.3 図1



(平面図)

2.3 図2

- 例1 Aの床面積+Bの床面積 $<150(\text{m}^2)$ の場合
A及びB部分に屋内消火栓設備を設けなくてもよい。
- 例2 Aの床面積+Bの床面積 $\geq 150(\text{m}^2)$ の場合
屋内消火栓設備を設けること(防火対象物又はその部分が令11①に該当することが前提である。)

2.4 この基準の適用を受ける防火対象物

令別表第1に掲げる防火対象物に存する倉庫(ラック式倉庫を除く。)及びこれに類似した防火対象物の部分に適用する。

注 令別表第1の防火対象物又はその部分で床であるか、否か、の判断の迷うものに適用する。 指導(S59.151)

2.5 棚か床かの判断のめやす

棚又は床の区別については、一般的には、当該部分に積荷を行う場合に、積荷を行う者が当該部分の外部にいてその作業を行うことができる構造のものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上でいて作業を行うものを「床」とすることが適当であるが、具体的にはその形状、機能等を勘案の上、社会通念に従って判断することが必要である。(S40.6.15 自消丙予発106)